

# 福岡市建築工事委託監督の手引き

## 福岡市建築工事委託監督の手引き

福岡市財政局技術監理部技術監理課

改訂 平成30年4月

## 目次

I	本委託要領の目的と留意事項	1
II	福岡市請負工事委託監督要領	3
III	工事関係必要書類及び提出要領	7
	1 監督業務委託に関して	7
	2 工事監督に関して	8
IV	福岡市建築工事監督業務委託項目	13
	工事監督業務委託区分表	14
◆	工事監督業務提出書類様式集	
◆	関係法令集（抜粋）	
	地方自治法（抄）	
	地方自治法施行令（抄）	
	建設業法（抄）	
	建設業法施行令（抄）	
	建設省告示	
	福岡市契約事務規則（抄）	
	福岡市請負工事監督規程	
	<参考>建築工事関係の基準類	

## ◎改訂履歴

制定	昭和63年	6月	1日
改訂	平成5年	4月	1日
改訂	平成7年	5月	1日
改訂	平成11年	10月	1日
改訂	平成20年	12月	1日
改訂	平成23年	4月	1日
改訂	平成24年	7月	1日
改訂	平成26年	5月	15日
最終改訂	平成30年	4月	1日

## I 本手引きの目的と留意事項

本手引きは、地方自治法第234条の2第1項及び同施行令第167条の15第4項に基づく工事監督業務委託契約により受注者から届け出のあった「委託監督員」に対し、監督の要領を示すことにより、同業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

この委託根拠に示すように、委託監督員は身分的には私人とはいえ委託期間内は公務の一部を履行するものであるため、地方自治法等の関連法規を熟読し、同主旨を十分に理解した上で、身辺あるいは言動に充分注意し工事監督業務に臨むこと。また、業務内容等については「建築工事等監督業務委託共通仕様書」に則り行うこと。

関連法令(関係法令集(抜粋)参照)  
地方自治法 (以下、地自法という。)  
地方自治法施行令 (以下、施行令という。)  
建設業法  
建設業法施行令  
福岡市契約事務規則  
福岡市請負工事監督規程  
福岡市建築・設備工事記録写真撮影要領

なお、ここで委託する工事監督業務とは、対象工事において発注者から権限の委任を受けた市監督員(以下「市担当者」という。)の補助監督員として業務を行うものである。

ここで、委託する工事監督業務の内容を下記に挙げ、併せて留意事項を示す。

### 1) 工事受注者等への指導及び監督、関連工事の連絡調整、工事現場の安全衛生管理

工事を安全かつ円滑に進めるため、対象工事の工事請負契約の受注者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人(以下「工事受注者等」という)への指導、監督(以下「監督等」という)及び関連工事の連絡調整、工事現場の安全衛生管理については特に留意するものとする。監督等に当たっては、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」、「建築工事監理指針」、「公共建築改修工事標準仕様書」及び「建築改修工事監理指針」を熟読し、本手引き末尾の「工事監督業務委託区分表」に基づいて行うものとする。

なお、委託監督員は現場事務所への常駐を義務づけるものではないが、不測の事態に備えて工事受注者等へその所在及び連絡先を常時明らかにしておかねばならない。

### 2) 工事監督におけるワンデーレスポンスの実施(工事現場を待たせない迅速な対応)

[ワンデーレスポンスとは]

施工者からの協議・質問に対し、迅速な対応を行うことで、工事現場の「手待ち」をなくし安全で効率的(時間的・経済的)な施工の実現を目指すための取り組みであり、本市発注の全ての工事に適用される。

[実施方法]

- ・工事現場からの協議・質問には、基本的に「その日のうち(24時間以内)」に回答する。
- ・「その日のうち」に回答できない場合は、回答期限を「その日のうち」に回答する。
- ・委託監督員が不在の場合は、市の組織(市担当者等)にて対応する。

### 3) 当該工事の進捗状況等について市担当者への定期的ないし必要に応じた報告

業務遂行責任者は、工事工程を常に把握し、工程に異状が認められた場合は直ちに市担当者に報告しなければならない。なお、本市との連絡は工事担当課を窓口とする。

委託監督員は、所定の様式(監督日報及び監督月報)により、市担当者に対し定期的かつ具体的な報告をしなければならない。

市担当者の指示あるいは承諾等が必要で、かつ予め想定し得る事項については、速やかに市担当者へ連絡しなければならない。

### 4) 工事関係必要書類の精査及び管理

委託監督員は、様式4-1、4-2、工事受注者等より提出される各種承諾図及び施工図、各種試験成績書及びこれに類する工事関係必要書類については、充分精査の上、必要に応じて直ちに提示できるよう整備し、管理しておかねばならない。

### 5) 検査への準備及び立会

委託監督員は、検査に際し、工事受注者等より提出される工事記録写真の精査及び出来高率の算定等の準備を行い、かつ検査時には必ず立会するものとする。

## II 福岡市請負工事委託監督要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市が発注する建築請負工事の委託監督について定めるものとする。

(監督員の任命)

第2条 委託監督員は、監督業務委託契約に基づき受注者から提出された委託監督員選任届を工事担当課長が承諾することにより任命するものとする。

(指揮監督)

第3条 委託監督員は、この要領に定める事務執行にあたっては、市担当者の指揮監督に従わなければならない。

(現場状況の熟知など)

第4条 委託監督員は、当該請負工事について地元関係人との間に紛争を生じないよう留意するとともに、特に工事現場の状況に精通しておかななければならない。

2. 委託監督員は、設計図書に定めのある場合には、その内容に基づき次に掲げる事項を行い、工事が完全に施工されるように的確に監督しなければならない。

(1) 契約の履行についての工事受注者等に対する指示、承諾又は協議。

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は工事受注者等が作成したこれらの図書の承諾。

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査。

(4) 工事施工にともなう官庁手続き書類の精査及び、これに基づく検査がある場合の立会。

(5) 工事現場で性能が確認できない機器等で工場検査を行う場合の立会。

3. 委託監督員は、前項に規定する事項を行う場合においては、必要に応じて市担当者の指示を受けなければならない。

4. 委託監督員は、第2項に規定する指示又は承諾を行う場合は、特別な場合を除き文書をもってこれを行わなければならない。

(厳正な態度の保持)

第5条 委託監督員は、工事受注者等その他利害関係人との間において、常に厳正な態度を保持しなければならない。

(書類等の整理)

第6条 委託監督員は、工事受注者等から提出された書類、市担当者に提出する報告書(工事記録及び出来高に関するもの)、調書(材料検査及び工事打合せに関するもの)等により、常にその経過を整理し、明らかにしておかななければならない。また、市担当者から指示があった場合は直ちに提示しなければならない

(工事着手報告)

第7条 委託監督員は、工事受注者から工事着手届が提出されたときは、工事着手を確認し、押印のうえ速やかに市担当者に報告しなければならない。

(委託監督員の交替)

第8条 監督業務委託契約の受注者が委託監督員を交替させる場合は、委託監督員選任届(変更)に交代理由を付して提出し、工事担当課長がこれを承認することにより後任者が選任されたものとする。

(工事の記録)

第9条 委託監督員は、工事の施工状況を把握し、工事の適正な監督を図るため、工事受注者等から工事日報その他必要な書類を提出させなければならない。

2. 委託監督員は、前項の規定により提出された書類について審査し、工事の事実を十分調査把握しておかなければならない。

(委託監督員の指示又は協議等事項の記録)

第10条 委託監督員は、工事受注者等に対し、指示若しくは承諾を与え、又は工事受注者等の疑義に説明を与えたときは、その要旨及び日付を書面に記録し、工事受注者等に記名させ、当該指示又は承諾の内容を明確にするとともに、直ちに市担当者に報告しなければならない。

(工事材料等に関する書類)

第11条 委託監督員は、設計図書に定めるところにより工事材料の検査若しくは調合について見本検査又は工事材料の調合若しくは工事の施工について立会を行ったときは、当該検査及び立会の状況を明らかにするため、次の各号に掲げる事項を書面に記録しておかなければならない。

- (1)検査年月日又は立会年月日
- (2)工事材料名、規格等
- (3)検査数量並びに合格及び不合格数量
- (4)検査又は立会における工事受注者等に対する指示事項
- (5)その他必要な事項

(立会による工事の監督)

第12条 設計図書において委託監督員が立会して施工するものと指定された工事については、当該設計図書に定めるところにより立会し、的確に工事を監督しなければならない。

(工事の促進)

第13条 委託監督員は、工事が遅延する恐れがあると認められるときは、工事受注者等に厳重に警告するとともに市担当者に報告しなければならない。天災その他の事故によって工事の進捗が妨げられたときも、直ちに市担当者に報告し、指示を受けるものとする。

(工事の確認)

第14条 委託監督員は、次の各号に掲げる工事について、当該設計図書に定めるところにより確認を行い施工させなければならない。

- (1) 材料の調合を要する工事
- (2) 水中又は地下に埋設する工事
- (3) 完成後外面から明視することができない工事
- (4) その他特に重要な工事

(破壊検査)

第15条 委託監督員は、仕様書等に基づき必要がある場合は、工事目的物を最小限破壊して検査をすることができる。

(工事材料等の検査等)

第16条 委託監督員は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料等で工事現場に搬入があったものについては、使用前に材料の品質、数量等について検査し、合格又は不合格について明らかに区分するとともに、不合格品又は数量不足等については、良品との交換又は不足数量の補充をさせなければならない。

また、機器等について工事現場において性能の確認等ができないものについては、工事受注者等と協議の上、工場検査を行う。ただし、委託監督員が指示する試験成績表及び写真等の記録を提出させることにより、工場検査に替えることができる。

2. 委託監督員は、検査の結果不合格となった工事材料等があった場合は、市担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

(見本検査又は立会)

第17条 委託監督員は、工事受注者等から、設計図書に定めるところにより、工事材料の検査若しくは調合についての見本検査、又は工事材料の調合の立会、若しくは工事の施工について立会を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(設計図書と仕様書の不一致)

第18条 委託監督員は、設計図書及び仕様書に明示されていないもの、設計図書と仕様書が互いに符合しないもの等を発見したとき、又は工事受注者等からこれらについて報告を受けたときは、軽微なもの又は明らかに判定のつくものについては、その処置について指示を与え、その他のものについては市担当者の指示を受けなければならない。

(設計図書と現場状態の不一致)

第19条 委託監督員は、工事の施工にあたり設計図書と現場状態の不一致、地盤について予期する事のできない状態を発見し、又は工事受注者等からこれらについて報告を受けたときは、前条に準じて処理しなければならない。

(工事の変更)

第20条 委託監督員は、工事を変更し、一時中止し、又は打切る必要があると認めるときは、速やかにその理由を付して市担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

(臨機の措置)

第21条 委託監督員は、災害防止その他工事の施工上、やむを得ず工事受注者に臨機の措置をとらせる必要があるときは、市担当者に報告してその指示を受け、工事受注者にその措置について指示を与えなければならない。ただし、緊急事態が起こった場合において市担当者の指示を受ける暇のないときは、工事受注者に適切な指示を与え、その顛末を速やかに市担当者に報告しなければならない。

2. 委託監督員は、工事受注者が災害防止等のため必要であつて、特に急迫した事情があるため独断でとった措置について、その旨の報告を受けたときは、意見を付して市担当者に報告しなければならない。

(現場代理人等の交替等)

第22条 委託監督員は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、市担当者と協議の上、工事受注者に対して理由を明示した書面により、これらの者の交代を求める事ができる。

2. 工事受注者から工事請負契約書第12条第4項に基づき、委託監督員に対する措置請求があった場合には、発注者は当該監督業務委託の受注者に対してその内容を調査し、必要な措置をとる場合がある。

(平成7年 4月制定)

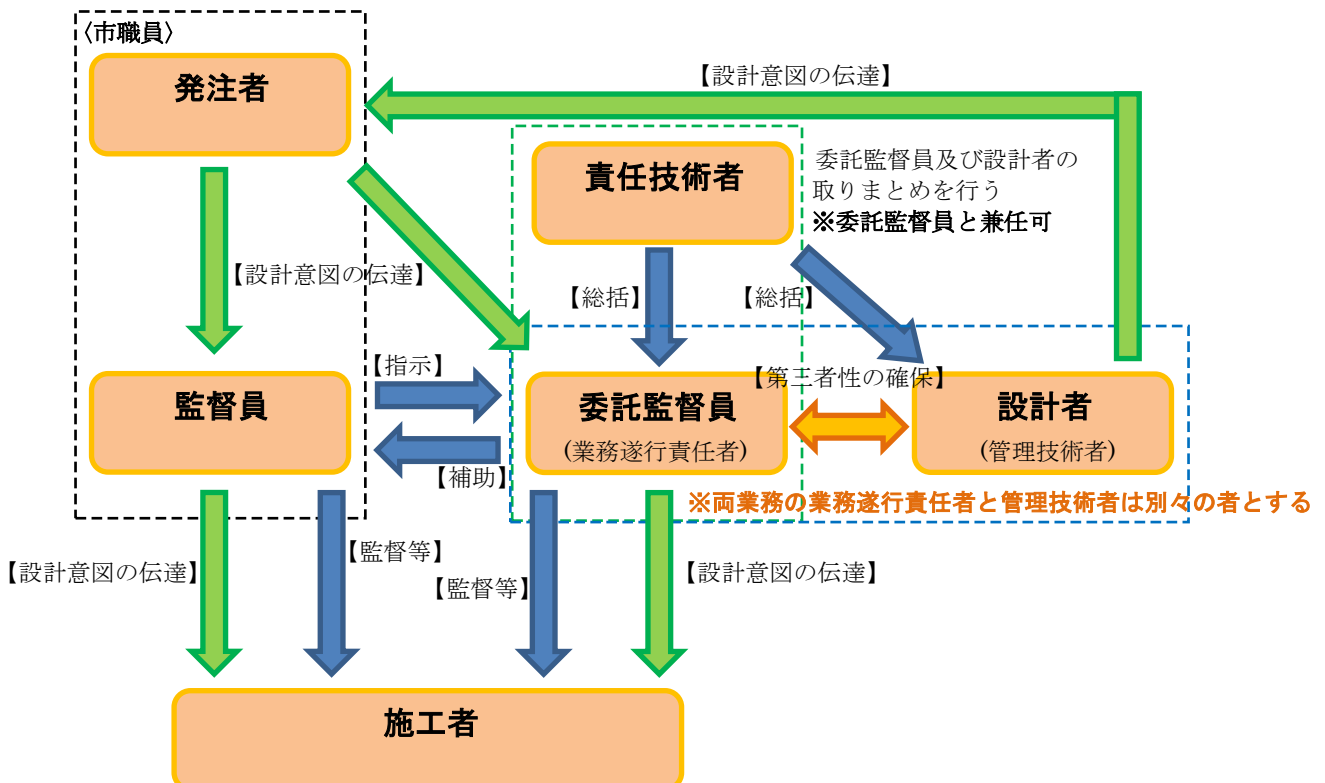
(平成20年12月改定)

(平成24年 7月改定)

(平成26年 5月改定)

(平成30年 4月改定)

【補足：関係者フロー図】





### Ⅲ 工事関係必要書類及び提出要領

#### 共通事項

本文中に示す用語は下記のとおりであるので留意すること。

「直ちに」 指定された当日

「速やかに」 指定された当日を含めて3日以内

「事前に」 指定あるいは想定された日より7日以内

「承諾」 受注者の責任において、発注者に行為の実行の同意を求めること

「指示」 発注者の責任において、受注者に行為の実行の同意を求めること

後述の提出書類作成の際、記名・押印を行う場合は、必ず本契約の締結に際して記入、及び押印した通りを行うこと。従って、会社名、代表者名及び代表者印の他に会社印(角印)を契約書に押印していれば、提出書類の記名押印時にも会社印(角印)を押印するものとする。

提出日の記入を求められている場合は、所定の契約行為が完了した後、直ちに提出すること。ただし、提出日が市役所閉庁日(土、日曜日、祝日)あるいは年末年始休暇期間(以下「公休日」という)であれば、当該期間の終了後直ちに提出すること。

契約工期の記述に際しては、契約書どおりに行き、指定部分等の工期がある場合も記述を簡略してはならない。

設計変更がなされた場合は、金額及び履行期間は変更後の事項を記入する。

#### 1 工事監督業務委託に関して【委託監督員→市担当者】

##### [着手届(責任技術者届)] (様式1)

工事監督業務は履行期間開始日に着手し、本書類は履行開始後速やかに提出すること。

提出日は履行開始日とし、責任技術者氏名欄には、管理建築士氏名、事務所登録番号及び管理建築士登録番号を記入する。

##### [技術者(責任者)通知書](様式1-2)

業務委託契約書の規定により業務遂行責任者を定めた場合は「技術者(責任者)通知書(様式1-2)」を着手届と同時に提出すること。

履歴書には所定の資格を証明するため、業務内容(業務経歴)欄に工事監督、又は工事監理の履歴を、免許・資格欄に所定の資格番号、取得年次を記載し、資格証明書(一級建築士免許証明証等)の写しを添付する。業務遂行責任者を変更した場合も同様とする。

また、特別な理由により、工事監督業務を設計意図伝達業務と一括して当該工事の設計業務の受注者へ委託している場合は、設計業務の管理技術者と同一の者とならないよう留意すること。

##### [委託監督員選任届・委託監督員選任届(変更)] (様式2-1, 2-2)

「委託監督員選任届(様式2-1)」は、着手届と同時に提出すること。

複数の対象工事にそれぞれ委託監督員を選任する場合は、対象工事件名毎に氏名を記入すること。なお、委託監督員と業務遂行責任者を兼任させる場合は、その旨明記すること。

履歴書には所定の資格を証明するため、業務内容(業務経歴)欄に工事監督、又は工事監理の履歴を、免許・資格欄に所定の資格番号、取得年次を記載し、資格証明書(一級建築

士免許証明証等)の写しを添付する。複数名の委託監督員を選任する場合は、それぞれ履歴書を作成すること。

受注者が委託監督員を交代させる場合は、事前に市担当者との協議の上、「委託監督員選任届(変更)(様式2-2)」を提出すること。

#### [監督月報・日報] (様式3-1, 3-2, 3-3)

共通仕様書による業務報告書の提出は、本書類をもって行うものとする。

内容が明確に理解できるよう記述すること。特に、何等かの問題が発生した場合はその内容、所見、処理方法及び市担当者への報告等を詳細に記述し、必要に応じ参考資料を添付すること。

「監督日報(様式3-1)」は、月3回、概ね10日ごとに「監督日報等綴(様式3-2)」を表紙とし、市担当者へ速やかに提出すること。

「監督月報(様式3-3)」は、月ごとに「監督日報」及び工事の出来高が確認できるよう施工建築物等の全景写真2枚以上を添付し、速やかに提出すること。

また、報告期間は受渡日(検査日または手直し等があればその完了の日)までの期間とし、期間終了後、最終分の「監督日報」「監督月報」を速やかに提出すること。

#### [完了届]

受注業務完了後、直ちに提出する。

履行期間は、契約工期前の完了であっても契約書どおりに記述すること。

#### [受渡書]

工事監督業務委託の契約書に記載されている事項に基づき、契約件名、契約金額及び引渡人について記入のうえ押印する。

#### [請求書]

支払い請求に際しては、所定の用紙によるものとし、その記入に際しては受注内容及び、請求者の記名、押印を行う。

## 2 工事監督に関して 【工事受注者等→委託監督員→市担当者】

この章で解説する各提出書類の他、「標準仕様書」に基づき提出される〔施工計画書及び施工図〕等については、特に断りのない限り、委託監督員が内容及び現場状況と書類の記載内容を確認し、**適当と認められた場合は提出書類に押印して市担当者へ提出すること。**

#### [着手届]

本書類は履行開始日の翌日までに工事受注者より提出を受けるものとする。請負工事は履行期間開始日に着手し、提出日は履行開始日であることを確認すること。(ただし、履行開始日が公休日等の場合は共通事項による)

#### [現場代理人及び技術者通知書]

請負契約締結後、履歴書を添付のうえ着手届と同時に工事受注者より提出を受けること。技術者等の資格要件について、以下を参考に確認すること。

「現場代理人」 現場に常駐し、現場の運営取締まりを行い、工事受注者の代理として、必ず選任しなければならない。ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めたときは、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととする場合があります。

また、現場代理人は要求技術者の資格を有しておれば技術者との兼任は差し支えないものとする。(契約書第10条第6項)

「技術者」 当該工事に関して品質あるいは工程管理等の観点から、必ず選任する。下請け契約の総額が 6,000 万円以上の工事は監理技術者をおく必要があり、請負代金の額が 7,000 万円以上の工事は専任とする必要がある。

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園) 工事業			その他(左以外の 22 業種) (専門工事)		
		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額合計		6,000 万円以上 ※1	6,000 万円未満 ※1	6,000 万円以上 は契約できない ※1	4,000 万円以上	4,000 万円未満	4,000 万円以上 は契約できない
工事現場の 技術者 制度	工事現場に置く べき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣 特別認定者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)		①一級国家資格者 ②指導監督的な 実務経験	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、請負金額が 7,000 万円以上となる工事 ※1,※2					
	監理技術者資格者 証の必要性	必要	必要ない		必要	必要ない	

※1.建築一式工事以外の場合は、上記の「6,000 万円」を「4,000 万円」、「7,000 万円」を「3,500 万円」と読み替える。  
 ※2.専任とは他の工事現場との兼任を認めないことで、元請、下請けにかかわらず適用される。

注1) 技術者、現場代理人の雇用関係の要件は、以下のとおり。

○技術者・・・直接的かつ恒常的な雇用関係になる期間が3ヶ月以上であること。(保険証等で確認する。)

○現場代理人・・・会社の代表者として、工事現場の一切の事項を処理し、責任を負うことから、正社員であることが望ましい。

注2) 裏面の履歴書には、主任技術者又は監理技術者であることがわかるように、卒業した学校・学科名、卒業年月、入社歴、関わった工事の実務経験(高卒5年、大卒3年)及び取得している資格名・登録番号を記入させる。

注3) 技術者の資格要件は「建築工事監理指針」の「一般共通事項」に具体的に示されているが、概要は以下のとおり。

○主任技術者・・・実務経験10年以上、あるいは、建設関係の所定学科を修め高校卒業後5年以上、又は大学卒業後3年以上の実務経験を経たもの

○監理技術者・・・監理技術者資格を持ち、監理技術者講習を修了したもの

注4) 監理技術者の場合は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を提示させ、その写しを添付する。

### [部分払い申請書]

工事受注者の記名押印を確認の上、速やかに市担当者へ提出すること。

提出年月日は、特に規定はない。(但し、年度をまたがる継続工事の年度末部分払の場合は3月末日までに検査を受ける必要がある) また、事業主管課の支出予定の関係上、少なくとも1ヵ月以上前に部分払いの予定を通知するよう工事受注者へ指導しておくこと。(但し、前述の継続工事の年度末部分払いの場合は必要ないものとする。)

その他、請求書及び火災保険証書(保険期間が履行期間完了日から21日以上であるもの)、あるいは建設工事保険証書(火災保険について明記されているもの)が添付されているか確認すること。

#### [承諾・協議等願い] (様式4-1, 4-2)

工事受注者等から市(委託監督員)への報告等は様式4-1、市(委託監督員)から工事受注者等への指示等は様式4-2により行う。必要事項を記入し記名押印した書類を2部作成し、相手方へ提出する。提出を受けたものは、内容について問題が無いことを確認し、下欄に記入の上、1部を返送する。

#### [産業廃棄物処理計画書]

(マニフェストシステム)

マニフェストシステムは、排出事業者がその処理委託をした産業廃棄物の流れを把握し、不法投棄等の不適性処理の防止、産業廃棄物の処理過程における事故の防止等を図る目的のもので、排出事業者はA票、B1票、B2票、C1票、C2票、D票、E票を綴った複写式伝票をそれぞれ収集、運搬業者、処分業者に交付し、最終的にA、B2、D、E票を受け取り、廃棄物の集荷目録の内容照合(押印、記名、日付記入)を行い、A票及びE票の写しを処理計画書と共に市担当者に提出するもの。なお、委託監督員は処理計画書を工事受注者(排出事業者)から事前に提出させ、収集・運搬業者、処分業者の許可登録等の内容を確認すること。また、電子マニフェストシステム等の運用にあたっては、市担当者に事前確認を得ることとする。

#### [杭打計画書及び報告書]

杭打計画書をあらかじめ提出させ、内容を確認の上承諾を行うこと。また、杭打工事完了後は、杭施工業者と工事受注者等との連名で、速やかに杭打報告書の提出を求める。

- 1) 使用した機材
- 2) 杭材料(所定の性能であることの証明書添付)
- 3) 有資格作業従事者名簿と許可証の写し(顔が判別できるものとする)
- 4) 掘削長・杭長、及び支持地盤の確認
- 5) 施工経過
- 6) 電流値の記録
- 7) ベントナイト液性管理記録、強度、使用量
- 8) その他

注) 有資格作業者 溶接作業員及び場所打杭施工管理技術者

#### [ミルシート]

##### [鋼材出荷証明書]

鋼材は流通過程の点から、使用鋼材が所定の性能であることの証明(ミルシート)と、その性能鋼材が実際に現場に搬入されたことの証明(出荷証明書)とを明らかにする。

##### [鉄骨工事施工計画書]

各社の様式によるものとし、特に書式は定めていない。委託監督員は鉄骨工事施工計画書を工事受注者等から事前に提出させ、内容を確認の上、承諾を行うこと。また、鉄骨工事完了後は、施工業者と工事受注者等との連名で、速やかに鉄骨工事施工報告書の提出を求める。

- 1) 工場グレード（認定証の写し）
- 2) 施工実績・作業管理組織
- 3) 機械設備等
- 4) 有資格作業員名簿と許可証の写し
- 5) 施工要領
- 6) 非破壊検査
- 7) 高力ボルト締め付け検査
- 8) その他

#### [コンクリート配合計画書]

工事開始に先立ち、コンクリート製造工場がJISの認定工場であること、所定のコンクリートであることを確認するため提出を求めるもの。従って、初回のコンクリート打設の相当期間前に提出するよう工事受注者等へ指導し、内容を確認の上承諾を行うこと。

また、工程上の問題により強度発現を確認したい場合、あるいは早強コンクリートを使用する場合等は、配合計画書を市担当者へ提出の上、承諾を得るものとする。

原則として、JIS認可工場のコンクリートに関しては、試験練りは行っていないが、構造計画上の意図等の種々の点から行う場合もあるので、予め本市担当者へ試験練りの要否を確認すること。ただし、躯体部分に現場練りコンクリートを使用する場合は、本市担当者の承諾がない限り試験練りを行うものとする。

#### [構造体コンクリート強度試験成績表]

構造体コンクリートの材齢28日圧縮強度推定試験については、第三者機関によるものとする。強度推定試験及び調合管理強度試験の試験結果は結果の良否を問わず、工事受注者等より直ちに連絡を受け、必要に応じて本市担当者へ報告するものとする。

また、市担当者の立会の有無は事前に確認すること。

なお、上記材齢28日強度試験成績書は構造体以外の部分で1回の打設量が10m<sup>3</sup>未満の場合必要ないものとする。

#### [防水施工要領書]

防水施工要領書は工事受注者等よりあらかじめ提出させ、内容を確認の上、承諾を行うこと。書類の様式については、特に定めていない。防水種別、使用材料、工程表、施工方法、施工に際しての留意点等について記載されていることを確認すること。

#### [防水施工保証書]

様式については特に定めてはいないが、提出年月日、工事件名・防水種別・保証期間が明記されているものとし、提出先は福岡市長とする。

提出日（保証開始日）は、市担当者の指示がない限り検査日とし、工事受注者等が防水工事請負者と連名押印し、保証書の写し1部添付の上、検査当日に提出すること。委託監督員の押印は、必要ないものとする。

#### [金属製建具施工図]

建具製作開始に先立ち、工事受注者等より提出させ、内容を確認の上承諾を行うこと。

金属材料種別、仕上げ種別、建具性能、付属金物、建具キープラン、建具施工詳細図等の

記載内容を確認すること。また、建具施工業者あるいは代理店の当該工事担当者及び現場代理人の記名押印があることを確認する。(様式は、特に定めていない。)  
 工事完了後は、承諾図の写しを市担当者へ提出する。

**[同等品使用伺] (様式5)**

材料・製品等の同等品については、現場搬入に先立ち工事受注者等より本書類を提出させ、見本・カタログ・見積書等の参考資料を確認し、問題がないと認められる場合は参考資料添付の上、市担当者へ提出すること。

**[指定部分完了届]**

指定部分工事完了後は、直ちに提出するものとする。記述の要領は、完了届に準ずる。

**[完了届 受渡書 請求書]**

工事受注者より提出させ、工事の完了を確認した上で、速やかに市担当者へ提出すること。受渡書、請求書には委託監督員の押印は必要ないものとする。

**[建設業退職金共済制度] (以下「建退共」という。)**

この制度は昭和39年10月中小企業退職金共済法の改正より建設現場で働く労働者の福祉対策として設けられ、建設現場労働者が事業主を点々と変えて働いても、働いた日数分が通算され、建設業の仕事に従事しなくなった時、雇用期間を通算して退職金が支払われる建設業界の退職金制度である。市発注工事の工事費の中に、上記制度の掛け金相当が積算されており、工事受注者の建退共の加入を確認し、工事開始時及び完了時に所定の様式の提出を受ける(建設業退職金共済制度に係る報告書)。なお、工事受注者が下請契約をする際は、この制度の主旨を説明し、下請業者の加入を促進させること。

**[手直し完了報告書] [検査員指摘事項完了報告書]**

工事受注者より提出を受け、手直し事項または指摘事項の完了を確認したうえで、市担当者へ提出すること。「手直し」または「指摘」の区分については検査員の指示による。工事対象物に対しての指摘であり、記録写真等の工事関係書類作成に於ける指摘は含まない。提出に際しては、原則として手直し工事の着手前、施工中、完了の写真を添付するものとし、写真記録の撮影要領は各工種の撮影要領に準ずるものとする。

**<参考>書類経路一覧表**

書類名称	工事受注者	委託監督員	工事担当課 (市担当者)	検査課	備考
着手届	○ →	○ →	○ →		
現場代理人及び技術者通知書	○ →	○ →	○ →		
請負代金内訳書	○ →	○ →	○ →		必要としない旨の記入がある場合は不要
工程表	○ →	○ →	○ →		同上
部分払請求書	○ →	○ →	○ →	○ →	火災保険証券添付
完了届	○ →	○ →	○ →	○ →	
受渡書	○ →	○ →	○ →	○ →	
工事記録写真	○ →	○ →	○ →	○ →	
工事評定票		○ →	○ →	○ →	委託監督員の報告を受け、市担当者が作成

## IV 福岡市建築工事委託監督業務項目

### 一般事項

- 1 監督業務項目は「工事監督業務委託区分表」(以下「委託区分表」という)による。
- 2 委託区分表の監督業務項目は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」平成28年版の監督業務に対応するものである。また、監督業務の履行に際しては、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」平成28年版も併せて参照すること。
- 3 委託区分表の監督項目及び処理方法で、標準仕様書と異なる事項及び追加事項については、委託区分表による。
- 4 委託区分表においては、市担当者と委託監督員の担当業務区分を示す。また処理方法における「協議」等は、その業務を行うものとする。
- 5 委託監督員が行う「協議」、「指示」及び「承諾」の項は、市担当者に報告すること。
- 6 標準仕様書の監督事項のうち「但し書」等の事項については、事前に市担当者に報告し協議すること。
- 7 委託監督員は、市が行う「協議」等について、事前の内容検討を含め市担当者に協力すること。
- 8 「工事監督業務委託区分表」中における ○● は、下記を示す。
  - 標準仕様書に掲載のない業務項目(事務手続き等)
  - 標準仕様書に掲載のない監督項目

### 【補足】用語の定義については以下のものとする

- (1)「指示」発注者側の発議により、委託監督員が工事受注者等に対し、委託監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいい、原則として書面により行う。
- (2)「承諾」工事受注者側の発議により、工事受注者等が委託監督員に報告し委託監督員が了解することをいい、原則として書面により行う。
- (3)「協議」委託監督員と工事受注者等が対等の立場で合議することをいう。
- (4)「立会」設計図書に示された施工等の段階において、委託監督員が臨場し、施工などの内容を把握することをいう。ただし、やむを得ず立会できない場合は、その旨を工事受注者等に通知し、必要な工事写真などの記録を整備提出させ、内容を把握する。
- (5)「検査」設計図書に示された施工等の段階及び材料について、所定の出来形及び品質を確保するために、工事受注者等の確認検査に基づき委託監督員等が出来形、品質、規格、数量等を確認することをいう。なお、この場合工事受注者等が実施した確認結果のうち、代表となる部分を抽出して行うことが出来るものとする。又、工事受注者等に対する合否の判定は、委託監督員が行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、その旨を工事受注者等に通知し、委託監督員の指示する必要な工事写真等の記録を整備提出させ、書面により臨場検査に替えることができる。
- (6)「確認」工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。
- (7)「記録」工事における経過、指示、協議を整理して監督の経緯を明らかにしたものをいう。
- (8)「報告」工事における状況、経過、届出書類の結果等を市担当者に知らせることをいい、原則として書面により行う。

## ■ 工事監督業務委託区分表

- 1 監督項目及び処理方法で、標準仕様書と異なる事項及び追加事項については、本表「工事監督業務委託区分表」による。
  - 2 「処理方法」においては、市担当者と委託監督員の担当業務区分を示す。
  - 3 委託監督員が行う「協議」、「指示」及び「承諾」の項は、市担当者に報告すること。
  - 4 標準仕様書の監督事項のうち「但し書」等の事項については、事前に市担当者に報告し協議すること。
  - 5 委託監督員は、市が行う「協議」等について、事前の内容検討を含め市担当者に協力すること。
- ※ 処理方法欄中における ○● は、下記を示す。

- 標準仕様書に掲載のない業務項目（事務手続き等）
- 標準仕様書に掲載のない監督項目

工種	監督項目		処理方法				提出書類等	主要な監督内容
	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等				(工事受注者→委託監督員)	
一般事項		工事現況報告	○	確認		工程表より遅延が生じた場合は、市担当者へ報告	工事日報、工事月報、工事進捗状況報告書 等	
		工事着手	○	確認	確認	市担当者に報告	着手届	
		現場代理人及び主任技術者等	○	承諾	承諾		現場代理人及び技術者通知書	
		請負代金内訳書	○	承諾			請負代金内訳書	提出不要の場合は該当せず
		工程表（契約書添付用）	○	承諾	承諾		工程表	同上
		部分払申請（出来高）	○	確認	承諾		部分払申請書・火災保険証券	部分払い出来形検査
		○ 指定部部分の完了検査	○	検査	確認	指定部部分の完了検査後、市担当者に報告	指定部分完了届	指定部分の完了検査
		工事記録写真	○	確認	確認		工事写真	部分払申請時・完了届時に提出
		工事完了	○	検査	確認	完了検査後、市担当者に報告	完了届	指示した手直しの完了も確認のこと
		検査員指摘事項・手直し完了	○	検査	確認		検査員指摘事項完了報告書、手直し完了報告書	手直しの指示のない場合は提出不要
		同等品の使用	●	承諾	承諾		同等品使用伺、見本、カタログ、試験成績 等	
		施工体制	○	承諾	承諾		施工体制台帳、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（発注者提出用）	施工体制台帳の確認は下請金額の総額による。
		地場企業活用に関する報告	○	確認	確認		地場企業下請不使用理由書 建設資材使用報告書	
		建退共加入状況	○	確認	確認	市担当者に報告	発注者用掛け金収納書	完了届の裏面に添付し提出
	水張り試験	●	確認			試験報告書	貯水槽、浄化槽、プール 等	
	防音効果等の測定	●	立会	立会		試験報告書	建具遮音測定	



監督項目		処理方法				提出書類等	主要な監督内容		
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等		(工事受注者→委託監督員)				
一般共通事項	一般事項	1.1.3	官公庁その他への届出手続等		指示	承諾	関係官署その他機関への届け出内容について事前に市担当者に報告		
		1.1.4	工事実績情報の登録		確認	確認	登録されることを証明する資料の提出	期間内に登録を行うこと(10日以内)	
		1.1.5	書類の書式等		指示			施工管理体制に関する事項	
		1.1.6	設計図書等の取扱い		承諾				
		1.1.8	疑義に対する協議等		協議	協議		協議事項の記録	
		1.1.9	工事の一時中止に係る事項		報告				
		1.1.10	工期の変更に係る資料の提出		協議	協議		変更工程表、その他必要な資料	
		1.1.11	特許権等		協議	協議			
	1.1.12	文化財その他の埋蔵物		指示					
	工事関係図書	1.2.1	実施工程表		承諾		市担当者に報告	実施工程表	別契約工事と関連のある場合は調整させること
		〃	実施工程表の変更		承諾		同上	変更後の実施工程表	
		〃	実施工程表の補足		指示			週間又は月間工程表、工種別工程表等	
		1.2.2	総合施工計画書		承諾			総合施工計画書	
		〃	工種別施工計画書		承諾			工種別施工計画書	
		1.2.3	施工図等		承諾			施工図等	
	1.2.4	工事の記録		指示			監督員の指示又は協議事項の記録		
	工事現場管理	1.3.2	施工管理技術者		承諾	承諾		資格又は能力を証明する資料	
		1.3.3	電気保安技術者		承諾			資格又は知識及び経験を証明する資料	適用の特記がある場合
		1.3.4	工事中電力設備の保安責任者		承諾				
		1.3.5	施工条件		承諾				
		1.3.6	品質管理		協議				
		1.3.7	施工中の安全確保		協議				建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令の定めによる外、建設工事公衆災害防止対策要綱、建築工事安全施工技術指針を参考に工事の災害及び事故防止に努める
		1.3.7	近隣等との折衝		報告	報告		経過を記録したもの	
		1.3.8	発生材の処理等		指示	承諾	市担当者に報告		適切に処理すること
		1.3.10	災害時の安全確保		報告	報告			
		1.3.11	施工中の環境保全等		協議	承諾			建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法資源有効利用促進法等、その他関係法令に従い、騒音、振動、粉塵、臭気大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように努める

工種		監督項目		処理方法			提出書類等	主要な監督内容		
		事項		委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等		(工事受注者→委託監督員)			
一般共通事項	材料	1.4.1	環境への配慮		承諾			グリーン購入法により、環境負荷を低減する材料の選定、アスベストを含有しない材料の使用		
		1.4.2	材料の品質等		承諾		品質及び性能を有することの証明となる資料			
			調合を要する材料		承諾		調合表等			
			材料の色、柄等 見本		指示	承諾	市担当者に報告			
		1.4.3	材料の搬入		承諾		見本			
		1.4.4	材料の検査等		検査					
		1.4.5	材料の検査に伴う試験		立会	承諾		試験成績書	試験書の決定に際しては、受託者が承諾を行うこと	
	施工	1.5.2	技能士		承諾		資格を証明する資料			
		1.5.3	技能資格者		承諾		資格又は能力を証明する資料			
		1.5.4	一工程の施工の確認及び報告		指示					
		1.5.5	施工の検査等		検査					
		〃	見本施工		承諾		見本施工	特記された場合		
		1.5.6	施工の検査に伴う試験		承諾		1.4.5に準じる			
		1.5.7	施工の立会い等		立会					
		1.5.8	工法の提案		協議		所要の品質及び性能の確保が可能な工法の提案			
		1.5.9	化学物質の濃度測定		指示	承諾	測定を行う部屋は特記による	分析機関から測定結果の報告書の提出(原本)	化学物質の室内空気中の濃度測定要領参照	
	工事検査及び技術検査	1.6.1	部分払い出来形検査	●	立会	立会			部分払い出来形検査	
		〃	指定部分の完了検査	●	立会	立会			指定部分の完了検査	
		〃	工事完了検査		立会	立会			工事完了検査	
		〃	上記検査による指摘事項、手直し工事の完了	●	検査		必要に応じ市担当者も立会	指摘事項、手直し工事完了報告書	必要に応じ、手直し工事完了写真を報告書に添付のこと	
		1.6.2	中間技術検査		立会	立会			時期は監督課と検査課との協議による	
	電子納品 (CALS/EC)	1.7.1	完成時の提出図書		承諾	承諾		完成図、保全に関する資料、目録		
		1.7.2	完成図		承諾	承諾		施工図、原図	福岡市完成図書作成要領(H20)参照	
		1.7.3	保全に関する資料		承諾	確認		①建築物等の利用に関する説明書 ②機器取扱説明書 ③機器性能試験成績書 ④官公署への届出書類 ⑤主要材料、機器一覧表等		
	仮設工事	一般事項		仮設施工計画	●	承諾		仮設計画書		
		縄張り、遣方、足場その他	2.2.1	敷地の状況確認及び縄張り		検査	立会			
			2.2.2	ベンチマーク		検査				
2.2.3			遣方		検査					
仮設物		2.3.1	監督職員事務所		協議	承諾			適切な場所に工事名称、発注者等を示す表示板の設置	
		2.3.2	危険物貯蔵所		承諾	承諾			塗料、油類等引火性材料	
仮設物撤去その他		2.4.1	仮設物撤去 その他		承諾	承諾			撤去跡及び付近の清掃、地均し	

監督項目		処理方法				提出書類等		主要な監督内容
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等			(工事受注者→委託監督員)		
土工事	一般事項	3.1.3	災害及び公害の防止		承諾	承諾		掘削機械等の使用は、騒音、振動、その他現場内外への災害等の防止
	根切り及び埋戻し	3.2.1	根切り		承諾	承諾		
			地中埋設管の処置		協議	協議		給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設物
			工事障害物の処置		協議	協議		
		根切り底		検査				
		3.2.2	予想外の出水等により施工上重大な支障を生じた場合		協議			
		3.2.3	埋戻し及び盛土		協議			
		3.2.5	建設発生土の処理		承諾		残土処理施行計画書、受入承諾書、残土処理明細書(50m <sup>3</sup> 以下は不要)一般残土処理表	適切に処理すること
山留め	3.3.1	山留めの設置		協議		施工計画書	関係法令に従い設置し異常を発見した場合は適切な処置をとり、市担当者に報告のこと	
	3.3.3	山留めの撤去		協議			鋼矢板等の抜き跡は直ちに砂で充填するなど地盤の変形防止のための適切な処置を取る	
地業工事	一般事項		施工計画	●	承諾		杭工事施工計画書	近隣に及ぼす影響を極力防止すると共に飛散防止の養生を行う
			杭材料	●	検査			
			本杭打	●	立会			完了検査をすること
		4.1.3	杭心	●	検査		杭心位置を記録した資料	位置を確認する
			打ち込み中の異常に対する処置		協議	協議		①予定の深さまでの到達が困難 ②支持地盤が確認できなかった ③支持地盤に所定の根入れを確認できない ④所定の長さを打込んでも支持力が確認できない ⑤所定の寸法、形状、位置を確認できない ⑥傾斜、変形、ひび割れ、異常沈下、掘削孔壁の崩落等
			六価クロム溶出試験	●	協議	協議	六価クロム溶出試験要領による	土壤環境基準を確認する
	試験及び報告書等	4.2.1	一般事項		指示			杭又は指示地盤の位置及び種類について試験を行う
		4.2.2	試験杭		立会			位置、本数及び寸法は特記による
		4.2.3	杭の載荷試験		立会			適用は特記による
		4.2.4	地盤の裁可試験		立会			適用は特記による
4.2.5		報告書等		承諾		地業工事の報告書及び土質資料		
	専門工事業者	●	承諾		工事に相応した技量を有する資料			

監督項目		処理方法		提出書類等		主要な監督内容		
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等	(工事受注者→委託監督員)				
地業工事	既製コンクリート杭	4.3.4	セメントミルク工法		協議			
			試験杭		立会	立会		掘削試験を行い孔径、支持地盤等の確認
			深さ、支持地盤		検査			
			根固め液及び杭周辺液の管理試験		検査		試験結果記録表	仕様書表4.3.1による
			施工試験		検査			
		4.3.8	施工記録		確認		全ての杭について記録する	
	場所打ちコンクリート杭	4.5.1	適用工法		承諾			
		4.5.2	施工管理技術者		承諾			
		4.5.3	材料その他		承諾			
		4.5.4	試験杭 深さ、支持地盤		立会	立会		掘削試験を行い孔径、支持地盤等の確認
4.5.5		検査						
4.5.7		施工記録		確認		全ての杭について記録する		
		残泥土処理	●	承諾		廃棄物処理証明書		
	泥水処理	●	指示		マニフェストA, B2, D, E票の写し	指定期日までに提出を受ける		
鉄筋工事	一般事項	5.1.3	主要構造部の配筋		検査			
	材料	5.2.1	鉄筋 (材料)		承諾		JIS規格証明書 (シット)	シット写し及び出荷証明書
	加工及び組立	5.3.2	加工		承諾			フック付ける場合を確認
		5.3.3	組立		承諾			コンクリート打設後の既存鉄筋の修正方法の確認
		5.3.4	継手及び定着		承諾			構造用特記仕様書も準用する
		5.3.5	鉄筋のかぶり厚さ及び間隔		承諾			柱及び梁の主筋にD29を使用する場合のかぶり厚さの確認
			配筋の納まり	●	協議	承諾		
	ガス圧接	5.4.2	技能資格者		承諾		技量及び経験の証明となる資料	
			探傷器の点検、探傷試験の一部	●	立会			
		5.4.3	圧接部の品質		承諾			ふくらみ直径、長さ、ずれ等の範囲を確認
		5.4.9	圧接完了後の試験		検査		圧接試験結果報告書	試験方法：外観試験（全圧接部）、抜き取り試験（超音波探傷試験又は引張試験とするが、特記がなければ前者とする。）
		5.4.10	不合格となった圧接部の修正		承諾		修正を行った部分の記録	
		不合格となった圧接箇所	●	協議			当該部分の再圧接	

監督項目		処理方法		提出書類等		主要な監督内容
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等	(工事受注者→委託監督員)		
コンクリート工事	コンクリートの種類及び品質	6.2.1	コンクリートの種類	承諾		
		6.2.2	コンクリートの強度	承諾		工事現場で採取し、水中養生等を行ったもの
		6.2.5	コンクリートの仕上がり	承諾		断面寸法の許容差確認
	コンクリートの材料及び調合	6.3.1	コンクリートの材料	承諾		高炉、フライッシュセメントの混合比等は試験成績表の値を確認
		6.3.2	コンクリートの調合	承諾		計画調合・調合管理強度
	発注、製造及び運搬	6.4.1	コンクリート製造工場の選定	承諾		
			Ⅱ類コンクリートの製造	承諾	製造資料	JIS規格との照合
		6.4.2	レディミキストコンクリートの発注 試し練り	承諾 ● 立会		コンクリート配合計画書
	品質管理	6.5.1	一般事項	承諾		品質管理の試験結果
		6.5.2	スランプ	承諾		許容値を超えた場合は、調合の調整、運搬方法の改善を行う
		6.5.3	空気量	承諾		許容値は±1.5%の範囲内
		6.5.4	塩化物量及びアルカリ総量	承諾		塩化物イオン量は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下
		6.5.5	コンクリート強度	承諾		調合管理強度の管理試験
	打込み及び締固め	6.6.3	打ち継ぎ	承諾		
		6.6.4	打込み	立会		
		6.6.7	コンクリートの補修方法 コンクリートの補修後	指示 ● 検査		
	養生	6.7.1	養生温度	承諾		
		6.7.2	湿潤養生	承諾		湿潤養生の期間を確認
	型枠	6.8.2	一般事項	承諾		
		6.8.3	材料	承諾		床型枠用鋼製デッキプレートは実績等の資料
		6.8.4	加工及び組立	検査		コーンを使用する箇所を確認
		6.8.5	型枠の存置期間及び取外し（圧縮強度による）	承諾 承諾		コンクリートの試験結果及び安全を確認するための資料 大型スラブ等や施工荷重が大きい場合は支柱の存置期間を延長
	試験	6.9.3	フレッシュコンクリートの試験	承諾		試験の回数は製造毎に行う
6.9.4		コンクリートの強度試験の総則	承諾		強度試験結果 強度試験の回数は製造所毎に行う	
6.9.5		調合管理強度の管理試験	承諾		仕様書の管理試験の判定の確認	
6.9.6		構造体のコンクリート強度の推定試験	承諾 承諾	不合格の場合は指示を受ける	構造体のコンクリート強度の推定試験の結果 仕様書の強度合格基準の確認	
6.9.6		構造体コンクリートの仕上がり及びかぶり厚さの確認	承諾	設計図書に適合しない場合、補修方法の確認	報告書の提出	
軽量コンクリート	6.10.1	一般事項	承諾			
	6.10.2	材料及び調合	承諾			
	6.10.3	製造、運搬、打込み及び締固め	承諾		ポンプによる圧送の場合の骨材の吸収率の確認 輸送管の距離による輸送管の予備寸法の確認	
	6.10.4	試験	承諾			

監督項目		処理方法		提出書類等		主要な監督内容
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等	(工事受注者→委託監督員)		
コンクリート工事	寒中コンクリート	6.11.2	材料及び調合	承諾		
		6.11.3	製造、運搬及び打込み	承諾		調合管理強度は6.4.5による
		6.11.4	養生	承諾		
		6.11.5	型枠	承諾		保温管理の記録
		6.11.6	試験	立会		コンクリートの強度試験
	暑中におけるコンクリートの取扱い	6.12.2	材料及び調合	承諾		
		6.12.3	製造及び打込み	立会		
		6.12.4	養生	承諾		
	マスコンクリート	6.13.2	材料及び調合	承諾		
		6.13.4	養生	承諾	日射の遮	養生温度による補正值の確認
		6.13.5	試験	承諾		
	無筋コンクリート	6.14.1	一般事項	承諾		適用箇所の確認
		6.14.3	レイミクストコンクリートの発注、品質管理等	承諾		設計基準強度、スランプ等の確認
	流動化コンクリート	6.15.1	一般事項	承諾		
		6.15.2	材料及び調合	承諾		
6.15.3		コンクリートの流動化	承諾			
6.15.4		品質管理	承諾			
6.15.5		運搬並びに打込み及び締固め	承諾			

監督項目		処理方法		提出書類等		主要な監督内容			
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等	(工事受注者→委託監督員)					
鉄骨工事	一般事項		製品の製作工場における社内検査	●	承諾				
		7.1.3	鉄骨製作工場		承諾	確認	事前に市担当者との協議のこと	鉄骨製作工場の加工能力等の証明となる資料	
		7.1.4	施工管理技術者		承諾				
			現寸図	●	検査				
		7.2.1	鋼材、ボルト等の材料		承諾			J I S規格証明書(ミルシート)、特殊高力ボルトについては、製作所の試験成績を提出のこと	
		7.2.8			承諾				
		7.2.10	材料試験等		承諾			規格品証明書	
		工作一般	7.3.4	けがき		承諾			
			7.3.5	切断及び曲げ加工		承諾			
			7.3.9	仮設用部材の取付け等		承諾			
	高力ボルト接合		高力ボルトの現場搬入後のトルク係数値確認試験	●	承諾			試験成績書	
		7.4.2	摩擦面の性能及び処理		承諾			摩擦面の状況を確認する	
	溶接接合	7.4.7	ボルトの締付け		承諾			締付け検査記録	
		7.4.8	締付け確認		検査			締付け確認の記録	
		7.6.2	施工管理技術者		承諾			溶接施工管理技術者の技量証明書・工事経歴書	
		7.6.3	技能資格者		承諾			溶接工の技量証明書	
		7.6.5	部材の組立		承諾				
		7.6.7	溶接施工		承諾				
		7.6.8	気温等による処置		承諾				
		7.6.10	溶接部の試験確認		承諾				
		7.6.11	溶接部の試験		承諾			組織体制、所有探傷機器、試験技術者、試験の実績等	
		溶接接合		溶接完了後の社内検査	●	承諾			検査成績書(社内)
	7.6.12		不合格溶接の補修その他		承諾				
			溶接完了後の専門業者の検査	●	承諾			検査成績書(専門業者)	
			溶接部	●	検査			製作工場の検査後、受託者が行う	
	スタッド溶接及びデッキプレート溶接	7.7.2	スタッド溶接作業における技能資格者		承諾				
		7.7.5	スタッド溶接後の試験		検査			試験結果の記録	
		7.7.6	不合格スタッド溶接の補修		承諾			補修後の試験結果の記録	
	錆止め塗装	7.8.2	工場塗装の範囲		承諾				
		7.8.4	工事現場塗装		承諾				
耐火被覆	7.9.4	耐火材吹付け		承諾			十分な養生を行い飛散防止に努める		
	7.9.6	耐火材巻付け		承諾			耐火被覆材製造所の仕様による		
	7.9.8	試験		検査			試験結果の記録 種類に応じて定められた試験		
工事現場施工	7.10.3	アンカーボルト等の設置		承諾					
	7.10.5	建方		検査			鉄骨に機械等の重量物を積載する場合や特殊な大荷重を負担させる場合は、適切な補強を行う		
軽量形鋼構造	7.11.2	施工		承諾					
	溶融亜鉛めっき工法	7.12.2	施工管理技術者等		承諾			技術等を証明する資料	
		7.12.3	亜鉛めっき		承諾			JISマーク表示認証工場	
		7.12.4	溶融亜鉛めっき高力ボルト接合		承諾			摩擦面の処理の確認	

監督項目			処理方法		提出書類等		主要な監督内容
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等		(工事受注者→委託監督員)		
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	一般事項 補強コンクリートブロック造	8.1.2	基本要品質		承諾		
		8.2.2	材料		承諾		
		8.2.5	鉄筋加工及び組立		検査		
		8.2.7	ブロック積等		確認		
		8.2.8	モルタル及びコンクリートの充填		承諾		一日の積み上げ高さの限度 等
	コンクリートブロック帳壁及び塀	8.2.12	養生		承諾		耐力壁のまぐさ受け補強を行う
		8.3.2	材料		承諾		
		8.3.3	鉄筋加工及び組立		検査		
		8.3.4	ブロック積		確認		一日の積み上げ高さの限度 等
	ALCパネル	8.3.7	衛生配管用裏積みブロック積み		承諾		転倒防止のための壁つなぎ等の処置
		8.4.2	材料		承諾		金物の表面処理の確認
		8.4.3	外壁パネル工法		承諾		パネル幅の最小限度幅の確認
		8.4.4	間仕切壁パネル工法		承諾		防火区画の場合は取付け金物に耐火性能を有する被覆を行う
8.4.5		屋根及び床パネル工法		承諾		取付け方法を確認する	
押出成形セメント板	8.5.2	材料		承諾		金物の表面処理の確認	
	8.5.3	外壁パネル工法		承諾		パネル幅の最小限度幅の確認	
	8.5.4	間仕切壁パネル工法		承諾		防火区画の場合は取付け金物に耐火性能を有する被覆を行う	
防水工事	一般事項その他	9.1.3	施工一般		検査		随時行うこと
			施工業者	●	承諾		
			下地	●	承諾		
			保証書	●	承諾		保証期間の確認
	アスファルト防水	9.2.2	材料		承諾		品質証明書 (アスファルト等)
		9.2.3	防水層の種別及び工程		承諾		各工法の種別及び工程は仕様書の各表による
		9.2.4	施工		承諾		部位別工程を確認する
	改質アスファルトシート防水	9.3.2	材料		承諾		JIS及び特記による
		9.3.4	施工		承諾		〃
	合成高分子系ルーフィングシート防水	9.4.2	材料		承諾		〃
		9.4.4	施工		承諾		〃
	塗膜防水	9.5.2	材料		承諾		〃
		9.5.4	施工		承諾		〃
シーリング	9.7.2	材料		承諾		〃	
	9.7.4	施工		承諾		〃	
	9.7.5	シーリングの試験		承諾		接着性試験成績書 特記がなければ簡易接着性試験	
石工事	一般事項	10.1.3	施工一般 (工法)		承諾	割付け図・取付け工作図	
	材料	10.2.1	各材料		承諾	見本品 等	
		10.2.2	取付け金物		確認		
	外壁湿式工法	10.3.3	施工		承諾		部位別工程を確認する
	内壁空積工法	10.4.3	施工		承諾		〃
	乾式工法	10.5.3	施工		承諾		〃
	床, 階段の石張り	10.6.2	材料・施工		承諾		材料及び部位別工程を確認する
		10.6.3			承諾		
特殊部位の石張り	10.7.3	笠木, 甲板等の石張り		承諾		材料及び部位別工程を確認する	
	10.7.4	隔て板		承諾		材料及び部位別工程を確認する	



監督項目		処理方法		提出書類等		主要な監督内容	
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等	(工事受注者→委託監督員)			
タイル工事	一般事項	11.1.4	あと張り工法施工前の確認		承諾		モルタルの状態，付着物の有無，下地精度の確認を行う
	施工後の確認及び試験	11.1.5	外観確認		報告		
			打診による確認	●	検査		
			接着力試験	●	立会		接着力試験成績書
	11.2.7	●	タイルの張直し	●	承諾		
		●	たたき検査	●	検査		
	11.3.7	●	試験体の位置	●	指示		
		●	調整目地	●	承諾		
11.3.8		清掃 酸洗い		承諾		酸洗い前に確認する	
型枠先付け	11.4.4	施工		承諾		材料及び部位別工程を確認する	
木工事	一般事項		木材の材質及び樹種	●	承諾	承諾	木材明細書
		12.1.4	表面仕上げ		承諾		かんな削り仕上げ種類は特記
		12.1.5	継手及び仕口		承諾		木材加工図
	材料	12.2.1	木材（材料）		検査		製材の日本農林規格による
		12.2.2	接合具等		承諾		ホルムアルデヒド <sup>※</sup> 放散量は特記による
		12.2.3	床張り用合板等		承諾		
	防腐，防蟻，防虫処理	12.3.1	防腐・防蟻		確認		防蟻保証書
		12.3.2	防虫処理		承諾		ラワン防虫処理証明書
		12.3.2	防虫処理		承諾		保存処理K1の防虫処理
	鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組	12.4.1	樹種・工法		承諾		
		12.4.2	加工・仕上げ	●	確認		
			建方・取付け	●	検査		
			養生	●	確認		
	窓，出入口その他	12.5.1	樹種・工法		承諾		
		12.5.2	樹種・工法		承諾		工法は仕様書表12.5.1による
床板張り	12.6.1	樹種・工法		承諾			
	12.6.2	樹種・工法		承諾		工法は仕様書表12.6.1による	
壁及び天井下地	12.7.1	樹種・工法		承諾			
	12.7.2	樹種・工法		承諾		工法は仕様書表12.7.2による	
屋根及びとい工事	長尺金属板葺	13.2.2	材料		承諾	承諾	見本 等
		13.2.3	工法		承諾		長尺金属板の種類は仕様書表13.2.1による
			とい・ドレーン等	●	承諾		見本 等
	折板葺	13.3.2	材料		承諾	承諾	JIS及び特記による
		13.3.3	工法		承諾		建築基準法に定まる工法は特記
	粘土瓦葺	13.4.2	材料		承諾	承諾	JIS及び特記による
		13.4.3	工法		承諾		建築基準法に定まる工法は特記
	とい	13.5.2	材料		承諾	承諾	仕様書表13.5.1及び特記による
		13.5.3	工法		承諾		材質による取付け工法の確認

監督項目				処理方法		提出書類等		主要な監督内容	
工種	事項			委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等		(工事受注者→委託監督員)		
金属工事	一般事項	14.1.3	工法		承諾			引抜き耐力の確認試験記録(あと施工アンカー)	製品取付けの受け材は構造体の施工時に取付ける
			各材料	●	承諾	承諾	使用できない場合は協議	見本 等	
			各種施工図	●	承諾			施工図	
			取付け	●	検査				
		養生その他	●	承諾					
	表面処理	14.2.1	各種金属の表面処理		承諾				表面仕上げの種類は特記による
		14.2.2			承諾				
		14.2.3		鉄鋼の亜鉛めっき		承諾			仕様書表14.2.2及び特記による
	軽量鉄骨 天井下地	14.4.2	材料		承諾				JIS及び特記による
		14.4.3	形式及び寸法		承諾				仕様書表14.4.2及び特記による
		14.4.4	工法		承諾				部位別仕様を確認する
	軽量鉄骨 壁下地	14.5.2	材料		承諾				下地材はJISによる
		14.5.3	形式及び寸法		承諾				スタッド、ランナーは表14.5.1及び特記による
		14.5.4	工法		承諾				部位別仕様を確認する
金属成形板張り	14.6.2	材料		承諾				種別及び表面処理は特記による	
	14.6.3	工法		承諾				取付け用下地は特記による	
アルミニウム製笠木	14.7.2	材料		承諾				仕様書表14.7.1及び特記による	
	14.7.3	工法		承諾				部位別仕様を確認する	
左官工事	一般事項	15.1.5	ひび割れ防止		承諾				仕様書の処置を確認する
			各材料	●	承諾	承諾		見本帳(見本塗り板 等)	
			接着増強剤	●	確認				
			建具廻りモルタル詰め	●	確認			防水材使用証明書	外部は防水モルタル詰めとする
		塗仕上げ	●	確認					
	モルタル塗り	15.2.2	材料		承諾				構成材料を確認する
		15.2.3	調合及び塗厚		承諾				調合及び塗厚は表15.2.3による
		15.2.4	下地処理		承諾				部位による処置を確認する
		15.2.5	工法		承諾				部位による材料、工程を確認する
			モルタルの浮き	●	検査				
	床コンクリート 直均し仕上げ	15.3.2	床面の仕上げ		承諾				6.2.5「コンクリートの仕上げ」による
		15.3.3	工法		承諾				6.6.6「上面の仕上げ」及びコンクリートの状況を確認する
	セルフヘリング材塗り	15.4.2	材料		承諾				仕様書表15.4.1及び特記による
		15.4.5	工法		承諾				練混ぜは製造所指定の方法で行う
	仕上げ塗材仕上げ	15.5.2	材料		承諾				JISによる外、ホルムアルデヒドの放散量は特記による
		15.5.3	施工一般		承諾			見本塗板(所要量、塗厚が確認できるもの)	工程毎の所要量を確認する
		15.5.4	下地処理		承諾				ひび割れは仕様書に従い処置する
		15.5.5	下地調整		承諾				下地の部材毎に仕様書により処置する
15.5.6		工法		承諾				仕上げ材は種類毎に仕様書により処置する	
ロックウール吹付け	15.8.2	材料		承諾				JISにより建築基準法の指定又は認定を受けたものか確認する	
	15.8.4	施工		承諾				仕様書による	

監督項目		処理方法		提出書類等		主要な監督内容	
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等	(工事受注者→委託監督員)			
建具工事	一般事項	施工業者	● 確認	確認			
		製品の社内検査	● 承諾			社内検査成績書	
		16.1.3 防火戸	● 承諾				仕様書及び特記による
		16.1.4 見本の作成等	● 承諾	承諾			建具見本の製作は特記による
	アルミニウム製建具	16.2.2 性能及び構造	● 承諾			公的機関による試験成績表	性能及び構造はJISによる
		16.2.3 材料	● 承諾				各種材料は仕様書による
		16.2.4 形状及び仕上げ	● 承諾				各部の仕様は仕様書による
		16.2.5 工法	● 承諾				各部の加工、取付けは仕様書による
		鋼製建具		● 承諾			アルミニウム製建具に準ずる
	鋼製軽量建具	項目はアルミニウム製建具と同様	● 承諾				〃
	ステンレス製建具		● 承諾				〃
	木製建具		16.7.2 材料	● 承諾			
	木製建具	16.7.3 形状及び仕上げ	● 承諾				かまち戸の工法、ふすまの工法、戸ぶすまの工法等は仕様書による
		16.7.4 工法	● 承諾				
		建具用金物	16.8.2 材質形状及び寸法	● 承諾			
	16.8.3 取付け施工		● 承諾				部位別の取付けは特記による
	16.8.4 鍵		● 検査			既製の鍵箱を受領する	マスターキー製作は特記による
	共通事項	見本品	● 承諾	承諾		見本品	
		建付調整	● 検査				
		養生	● 確認				
		建具廻りシーリング材充填	● 確認				
		硝子(材料)	● 承諾				
	自動ドア開閉装置	16.9.2 性能	● 承諾			性能試験結果報告書	性能値は特記、仕様書による
		16.9.3 機構	● 承諾				センサーは仕様書及び特記による
		16.9.4 工法	● 承諾				駆動部は堅固に取付ける
	自閉式上吊り引戸装置	16.10.2 材料	● 承諾				防錆性能を有するもの
		16.10.3 性能等	● 承諾			性能試験結果報告書	特記及び仕様書表16.9.1による
		16.10.4 工法	● 承諾				引戸装置は堅固に取付ける
	重量シャッター	16.11.2 形式及び機構	● 承諾				JIS及び特記による
		16.11.3 材料	● 承諾				溶融亜鉛めっき鋼板又はJISによる
		16.11.4 形状及び仕上げ	● 承諾				仕様書表16.10.2及び表16.10.3による
		16.11.5 工法	● 承諾				仕様書表16.10.4による
		軽量シャッター	16.12.2 形式及び機構	● 承諾			
16.12.3 材料	● 承諾					溶融亜鉛めっき鋼板又はJISによる	
16.12.4 形状及び仕上げ	● 承諾					仕様書表16.11.2による	
16.12.5 工法	● 承諾					仕様書16.10.5(a)に準ずる	
オーバーヘッドドア	16.13.2 形状及び機構		● 承諾				JIS及び特記による
	16.13.3 材料	● 承諾				溶融亜鉛めっき鋼板又はJISによる	
	16.13.4 形状及び仕上げ	● 承諾				仕様書表16.12.1による	
	16.13.5 工法	● 承諾				仕様書表16.12.2を標準とする	
	ガラス	16.14.2 材料	● 承諾				種別はJISにより、厚さは特記による
16.14.3 ガラス溝の寸法、形状等		● 承諾				特記及び仕様書表16.13.1による	
16.14.4 工法		● 承諾				仕様書による	
16.14.5 ガラスブロック積み		● 承諾				JIS及び特記により、工法は仕様書による	

監督項目		処理方法		提出書類等		主要な監督内容
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等	(工事受注者→委託監督員)		
カーテン ウォール工事	一般事項	17.1.3	性能	承諾		諸性能値は特記による
	メタルカーテン ウォール	17.2.2	材料	承諾		種別は特記による
		17.2.3	形状及び仕上げ	承諾		特記及び仕様書表17.2.1による
		17.2.4	製作, 取付け	承諾		仕様書による
		17.2.5				
	PCカーテン ウォール	17.3.2	材料	承諾		種類及び品質は特記, 仕様書による
		17.3.3	形状及び仕上げ	承諾		寸法許容差は特記, 仕様書による
17.3.4 17.3.5		製作, 取付け	承諾		特記及び仕様書による	

監督項目		処理方法		提出書類等		主要な監督内容	
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等		(工事受注者→委託監督員)		
塗装工事	一般事項	18.1.3	材料	●	承諾	承諾	ホルムアルデヒドの放散量は特記による
		18.1.4	施工一般		承諾		各部の塗装, 工程は仕様書による
		18.1.5	見本		承諾		見本帳・見本塗り板 等
		18.1.6	施工管理		承諾		塗装場所の気象状況によっては行わない
		18.1.7	塗装面の確認等		承諾		確認は仕様書表18.1.1による
	素地こしらえ	18.2.2	木部		承諾		特記及び仕様書表18.2.1による
		18.2.3	鉄鋼面		承諾		特記及び仕様書表18.2.2による
		18.2.4	亜鉛めっき鋼面		承諾		特記及び仕様書表18.2.3による
		18.2.5	モルタル及びプ <sup>ラ</sup> スター面		承諾		特記及び仕様書表18.2.4による
		18.2.6	コンクリート, モルタル面, ALC <sup>パ</sup> ネ <sup>ル</sup> 面及び押出成形セメント板面		承諾		特記及び仕様書表18.2.5, 表18.2.6による
		18.2.7	せっこうボード <sup>ド</sup> 面及びその他ボード <sup>ド</sup> 面		承諾		特記及び仕様書表18.2.7による
	錆止め塗料塗り	18.3.2	塗料種別		承諾		仕様書表18.3.1及び18.3.2による
		18.3.3	錆止め塗料塗り		承諾		特記及び仕様書表18.3.3及び表18.3.4による
	合成樹脂調合ペ <sup>ン</sup> ト塗り (SOP)	18.4.3	木部		承諾		特記及び仕様書表18.4.1による
		18.4.4	鉄鋼面		承諾		特記及び仕様書表18.4.2による
		18.4.5	亜鉛めっき鋼面		承諾		特記及び仕様書表18.4.3による
	クリヤラッカー塗り (CL)	18.5.2	クリヤラッカー塗り		承諾		特記及び仕様書表18.5.1による
	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)	18.6.2	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り		承諾		特記及び仕様書表18.6.1による
	耐候性塗料塗り (DP)	18.7.2	鉄骨面		承諾		特記及び仕様書表18.7.1による
		18.7.3	亜鉛めっき鋼面		承諾		特記及び仕様書表18.7.2による
		18.7.4	コンクリート面及び押出成形セメント板面		承諾		特記及び仕様書表18.7.3による
	つや有合成樹脂エマルジョンペ <sup>ン</sup> ト塗り (EP-G)	18.8.2	コンクリート面, モルタル面, プ <sup>ラ</sup> スター面, せっこうボード <sup>ド</sup> 面, その他ボード <sup>ド</sup> 面等		承諾		特記及び仕様書表18.8.1による
		18.8.3	木面		承諾		仕様書表18.8.2による
		18.8.4	鉄鋼面		承諾		特記及び仕様書表18.8.3による
		18.8.5	亜鉛めっき鋼面		承諾		特記及び仕様書表18.8.4による
		合成樹脂エマルジョンペ <sup>ン</sup> ト塗り (EP)	18.9.2	合成樹脂エマルジョンペ <sup>ン</sup> ト塗り		承諾	
合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	18.10.2	コンクリート面, モルタル面, プ <sup>ラ</sup> スター面, せっこうボード <sup>ド</sup> 面, その他ボード <sup>ド</sup> 面等		承諾		特記及び仕様書表18.10.1による	
ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)	18.11.2	ウレタン樹脂ワニス塗り		承諾		特記及び仕様書表18.11.1による	
オイルステイン塗り (OS)	18.12.2	オイルステイン塗り		承諾		仕様書表18.12.1による	
木材保護塗料塗り (WP)	18.13.2	木材保護塗料塗り		承諾		特記及び仕様書表18.13.1による	
マスチック塗料塗り	18.14.2	マスチック塗料塗り		承諾		特記及び仕様書表18.14.1による	

監督項目		処理方法		提出書類等		主要な監督内容	
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等	(工事受注者→委託監督員)			
内装工事	一般事項	下地	● 確認				
		塗装（仕上げ等）	● 確認				
		各種材料及び柄・色合い	● 承諾	承諾		見本品・見本塗り板 等	
		仕上げ等	● 検査			浮き 等	
		養生	● 確認				
	ビニル床シート, ビニル床タイル及びゴム床タイル張り	19.2.2	材料		承諾		種類及び厚さ、ホルムアルデヒド等は特記及び仕様書による
		19.2.3	施工		承諾		各仕上げ材の工法は仕様書による
	カーペット敷き	19.3.2	一般事項		承諾		見本品（風合, 色合い等） 消防法に定める防火性能を有するもの
		19.3.3	材料		承諾		特記及び仕様書表19.3.1による
		19.3.4	工法		承諾		特記及び仕様書表19.3.2による
	合成樹脂塗床	19.4.2	材料		承諾		JIS及び特記によるほか、ホルムアルデヒドの放散量も特記による
		19.4.3	工法		承諾		仕上材毎に特記及び仕様書各表による
		19.4.4	施工管理		承諾		施工条件等は仕様書による
	フローリング張り	19.5.2	材料		承諾		「フローリングの日本農林規格」 接着剤のホルムアルデヒドの放散量は特記による
		19.5.3	工法一般		承諾		特記及び仕様書による
		19.5.4	釘留め工法		承諾		特記及び仕様書表19.5.1による
		19.5.5	接着工法		承諾		特記及び仕様書による
		19.5.6	モルタル埋込み工法		承諾		接着剤のホルムアルデヒドの放散量は特記による
		19.5.7	仕上げ		承諾		特記及び仕様書による
	畳敷き	19.6.2	材料		承諾		特記及び仕様書による
		19.6.3	工法		承諾		特記及び仕様書表19.6.1による
	せっこうボード, その他ボード及び合板張り	19.7.2	材料		承諾		種類及び厚さ、ホルムアルデヒド等は特記及び仕様書による
		19.7.3	工法		承諾		下地, 仕上げ材の工法は特記及び仕様書による
	壁紙張り	19.8.2	材料		承諾		JIS及び特記によるほか、ホルムアルデヒドの放散量も特記による
		19.8.3	施工		承諾		素地ごしらせ, 張付けは特記及び仕様書による
	断熱・防露	19.9.2	断熱材打込み工法		承諾		JIS及び特記によるほか、ホルムアルデヒドの放散量も特記による
19.9.3		断熱材現場発泡工法		承諾		JIS及び特記により、工法は仕様書による	

監督項目		処理方法		提出書類等		主要な監督内容	
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等	(工事受注者→委託監督員)			
ユニット及び その他工事	ユニット工事等	20.2.2	フリーアクセスフロア	承諾		JISによる「燃焼試験」結果表	材料等は特記、工法は製造所の仕様
		20.2.3	可動間仕切	承諾			材料等は特記、工法は仕様書による
		20.2.4	移動間仕切	承諾			〃
		20.2.5	トイレブース	承諾			〃
		20.2.6	階段滑り止め	承諾			〃
		20.2.7	床目地棒	承諾			材質はステンレス程度
		20.2.8	黒板及びホワイトボード	承諾			JISにより種類、色は特記による
		20.2.9	鏡	承諾			材料等は特記、工法は仕様書による
		20.2.10	表示	承諾			仕様等は特記による
		20.2.11	煙突ライニング	承諾			材料等は特記、工法は仕様書による
		20.2.12	ブラインド	承諾			〃
		20.2.13	ロールスクリーン	承諾			スクリーンは防火性能の表示
		20.2.14	カーテン及びカーテンレール	承諾			きれ地の色見本
		プレキャストコンクリート 工事	20.3.2	材料	承諾		
20.3.3	製作			承諾		コンクリート強度、鉄筋は特記による	
20.3.4	養生その他			承諾		仕様書による	
間知石及びコンク リート間知ブロック積 み	20.4.2	材料	承諾			特記及び仕様書による	
		20.4.3	工法	承諾		〃	
		20.4.4	養生	承諾			必要に応じてシート等で覆う
排水工事	材料	21.2.1	排水管	承諾			特記及び仕様書表21.2.1による
		21.2.2	側塊、排水樹等	承諾			JIS及び特記による
		21.2.3	その他材料	承諾			特記及び仕様書による
	施工	21.3.2	寒冷期の施工	承諾			仕様書22.5.4及び22.5.5による
		21.3.3	工法	承諾		通水試験記録	仕様書による
舗装工事	一般事項	22.1.3	再生材	承諾	承諾	使用できない場合は協議	必要に応じ、見本品を提出
	路床	22.2.2	路床の構成及び仕上り	承諾			特記及び仕様書による
		22.2.3	材料	承諾			路床安定処理用材料添加材料表22.2.2
		22.2.4	工法	承諾		予想外の障害物は協議	仕様書による
		22.2.5	試験	承諾			各種試験結果記録
	路盤	22.3.2	路盤の構成及び仕上り	承諾			JISによる試験は特記による
		22.3.3	材料	承諾			路盤の種類、厚さは表22.3.1による
		22.3.4	工法	承諾			路盤材料は表22.3.3による
22.3.5		試験	承諾	承諾		仕様書による	
					路盤の締固め試験記録	JISによる試験、箇所数は仕様書による	

監督項目		処理方法		提出書類等		主要な監督内容	
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等	(工事受注者→委託監督員)			
舗装工事	アスファルト舗装	22.4.2	舗装の構成及び仕上り	承諾		路盤の種類, 厚さは表22.4.1による	
		22.4.3	材料	承諾		JISによる, 再生材は仕様書各表による	
		22.4.4	配合その他	承諾		配合設計により試験練りを行い, 軽易な場合は省略できる	
		22.4.5	工法	承諾		工法, 工程は使用書による	
		22.4.6	試験	承諾		切り取り試験結果記録	抽出試験結果と配合の差は表22.4.8
	コンクリート舗装	22.5.2	舗装の構成及び仕上り	承諾			コンクリート舗装等の厚さは表22.5.1による
		22.5.3	材料	承諾			特記及び仕様書表22.5.2による
		22.5.4	工法	承諾			仕様書による
		22.5.5	養生	承諾			シート等で覆うその他仕様書による
		22.5.6	試験	承諾		コンクリート版厚さ試験記録	特記及び仕様書による
	カー舗装	22.6.2	舗装の構成及び仕上り	承諾			特記及び仕様書表22.6.1による
		22.6.3	材料	承諾			仕様書による
		22.6.4	配合その他	立会	立会	試験練りで色合いの確認	仕様書22.4.4その他による
		22.6.5	工法	承諾			仕様書22.4.5その他による
		22.6.6	試験	承諾			材料, 工法試験は仕様書22.4.6(a), (b), ○による
	透水性アスファルト舗装	22.7.2	舗装の構成及び仕上り	承諾			舗装の厚さ等は特記及び仕様書による
		22.7.3	材料	承諾			仕様書22.4.3, その他表22.71による
		22.7.4	配合その他	承諾			配合は仕様書表22.7.2, 22.7.3による
		22.7.5	工法	承諾			工法は仕様書22.4.5による
		22.7.6	試験	承諾			平坦さを黙視で確認
	排水性アスファルト舗装	22.8.2	舗装の構成及び仕上り	承諾			構成, 厚さ等は特記及び仕様書表22.8.1による
		22.8.3	材料	承諾			特記及び仕様書表22.7.1, 22.8.1による
		22.8.4	配合その他	承諾			配合設計と試験練りを行い仕様書表22.9.1との確認を行う
		22.8.5	工法	承諾			仕様書22.4.5による
		22.8.6	試験	承諾		各種試験結果記録	試験方法は仕様書22.4.6による
	ブロック系舗装	22.9.2	舗装の構成及び仕上り	承諾			構成, 厚さ等は特記及び仕様書表22.9.1による
		22.9.3	材料	承諾			各舗装材はJIS及び特記による
		22.9.4	工法	承諾			各工法は仕様書による
		22.9.5	試験	承諾			平坦さを目視で確認
	砂利敷き	22.10.2	材料	承諾			種別は表22.11.1及び特記による
22.10.3		工法	承諾			仕様書による	
		障害物	●	協議			
		路床が軟弱な場合	●	協議			
		路床安定処理	●	承諾			
		通水試験	●	立会			



監督項目		処理方法			提出書類等		主要な監督内容			
工種	事項	委託監督員	委託監督員と市担当者との協議等		(工事受注者→委託監督員)					
植栽及び屋上緑化工事	一般事項	23.1.3	植栽地の確認等		協議	協議	樹木等の生長に支障がある場合協議を行う	植栽地の透水性及び土壌硬度が植栽にできていることを確認する		
	植栽基盤	23.2.2	植栽基盤一般		協議				特記による外、芝、地被類は整備する有効土層厚は仕様書表23.2.1による工法の種別は表23.2.2による	
		23.2.3	材料		承諾			土壌改良の場合は適合性を示す資料の提出	特記及び仕様書による	
		23.2.4	工法		承諾				仕様書による	
		23.3.2	材料		承諾				特記及び仕様書による	
	植樹	23.3.3	新植の工法		承諾				仕様書による	
		23.3.4	新植樹木の枯損処置		承諾				特記及び仕様書による	
		23.3.5	樹木の移植		承諾				仕様書による	
		23.3.6	移植樹木の枯損処置		承諾				特記及び仕様書による	
		芝張り吹付けは種及び地被類	23.4.2	材料		承諾				特記及び仕様書による
			23.4.3	芝張りの工法		承諾				特記及び仕様書による
	23.4.4		吹付けは種の工法		承諾				仕様書による	
	23.4.5		地被類の工法		承諾				仕様書による	
	植栽及び屋上緑化工事	屋上緑化	23.4.6	養生その他		承諾			仕様書による	
23.5.2			植栽基盤		承諾			各システムは仕様書による		
23.5.3			材料		承諾			システムの実績等の資料の提出	特記及び仕様書による	
23.5.4			工法		承諾				特記及び仕様書による	
23.5.5			新植樹木、芝及び地比類の枯補償		承諾				枯補償は23.3.4及び23.4.7による	
屋外附帯工事・その他			各種製品・材料等	●	承諾	承諾		見本・カタログ 等		
			側溝縁石等	●	承諾					
			舗装	●	承諾			コア抜き位置を指示する		
			排水（材料・工法）	●	承諾			通水試験は立会		
			遊具施設	●	承諾					
			内・外柵	●	承諾					
			敷地境界線	●	立会	立会	主管課も立会う			

※ 表中の仕様書は標準仕様書を示すもの